



公告

栄村における県営栄地区居平換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営栄地区居平換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成31年3月19日から平成31年4月16日まで
- 3 縦覧の場所
栄村役場

農地整備課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

平成31年3月18日

長野県諏訪建設事務所長 丸山 義廣

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日 平成31年2月20日
- 3 指定道路の位置 町道富部新道線2号
起点 諏訪郡下諏訪町字浜辺6303-4
終点 諏訪郡下諏訪町字浜辺6292-10
- 4 指定道路の延長 32.00メートル
- 5 指定道路の幅員 5.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成31年3月18日

長野県上田建設事務所長 荻野 厚

- 1 指定番号 上田第730号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成31年3月6日
- 4 指定道路の位置 東御市常田字トキタ685-9、田中字八名ノ上570-9
- 5 指定道路の延長 33.75メートル
- 6 指定道路の幅員 4.79メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成31年3月18日

長野県諏訪建設事務所長 丸山 義廣

- 1 指定番号 諏訪第1032号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成31年2月7日
- 4 指定道路の位置 茅野市宮川字上ノ平10907-16
- 5 指定道路の延長 74.53メートル
- 6 指定道路の幅員 4.10～4.275メートル

建築住宅課